

家庭用パソコンリサイクル処理

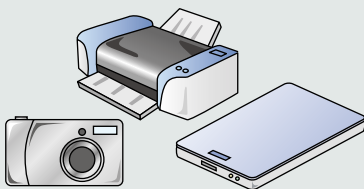
「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、平成15年10月1日から不用となった家庭用パソコンは、メーカーの自主回収によるリサイクル処理が義務付けられますので、パソコンを排出する際は、以下の処理手順に従って処理していただきますようお願いいたします。

対象 (家庭用)

- ① ノート型パソコン
- ② デスクトップ用ディスプレイ
- ③ デスクトップパソコン本体

購入時にパソコンと同梱されていたマウス・ケーブル・キーボードなどは、排出時であれば付属品として扱いますので、パソコンと一緒に梱包してください

燃えないごみへ



その他、周辺機器類



同梱されていたものに限る



排出者(使用者)
不用となったパソコン

ダンボール箱などで梱包する

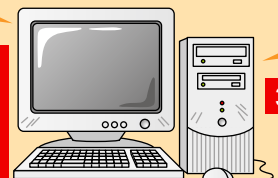


3,000円

1

2

液晶式
3,000円
ブラウン管式
4,000円



3,000円

3

価格は予定です

リサイクルマーク **あり**

(平成15年10月以降に販売)



リサイクルマーク **なし**

(平成15年9月以前に販売)

製造メーカーに連絡をして、処理の申込みをする

各社で異なりますが、連絡は電話・メール・インターネットなどで行います。費用はメーカーに確認してください

製造メーカーに連絡をして、処理の申込みをして、リサイクル費用の振込み用紙を送付依頼し、振込用紙が届いたら金融機関などで支払いをする

メーカーからリサイクルに必要な帳簿類が送られる
帳票類(ゆうパック伝票)を梱包した箱の見やすい場所に貼り付ける

パソコンと帳簿類を郵便局(簡易郵便局を除く)へ持参するか、郵便局へ電話をして自宅に引取り依頼する(いずれの場合も費用はかかりません)

リサイクル!